

# 北九州市すこやか住宅推進協議会

## 倫 理 憲 章

北九州市すこやか住宅推進協議会は、福祉・医療・建築関連団体の連携の下に、誰でもが安全ですこやかに日常生活を送ることができる住まい造りの支援活動を円滑に推進するために、以下の事業者「倫理憲章」を定める。

この憲章は、北九州市すこやか住宅推進協議会会員がその社会的使命に応え、それぞれの業態に応じて事業を適切に行うための共通の行動規範とするものである。

1. 本会会員は、すべての人々のより良いすまいづくりのために、良心・知識・技術・経験を捧げる。
2. 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報を分かりやすく提供するように努める。
3. 見積や契約などについて誤解を生じないように、分かり易い書面により、適正な業務の遂行に努める。
4. 依頼主にとってのよき相談者となり、様々な要望に対して誠実な対応に努める。
5. 関係法令を遵守し、専門職としての高い品格の保持に努める。
6. 住まいの質の向上を目指し、専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努める。
7. 高い職業倫理観の基に誠実な業務遂行に努め、もって福祉文化の形成に寄与する。